

南葛西小学校 P T A 会 則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、南葛西小学校 P T A と称する。

第2条（所在地）

本会は、南葛西小学校内におく。

第3条（目的）

本会は、家庭・学校及び、社会における児童の福祉を増進する。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 良い父母・良い社会人となるための成人教育を行う。
- 2 児童の校外生活に、深い関心と責任を持ち、教育的環境の整備をはかる。

第5条（方針）

本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教を支持することや、営利的な行為は行わない。
- 2 児童教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 3 本会は、他のいかなる諸団体や個人の支配・統制・干渉も受けない。
- 4 学校運営ならびに人事に干渉しない。
- 5 本会の各委員会は、各年度の活動方針に従って必要に応じ会議等を開催できる。
但し、月次の活動内容については、随時運営委員会において報告するものとする。
- 6 会長は、運営委員会の意見を聞き、本会に顧問を置くことができる。
- 7 P T A 本部には選考委員会、各専門委員会の窓口担当を置くものとする。委員会の委員長および副委員長は、学校との連携・相談事項や、委員会運営についての情報をこの窓口担当と共有するものとする。

第2章 会 員

第6条（会員）

本会の会員は、次のとおりである。

- 1 南葛西小学校に在籍する児童の父母、またはこれにかわるもの。
- 2 南葛西小学校に勤務する職員。
- 3 上記1・2のうち、加入届を提出したもの

第3章 個人情報取扱方法

第7条（個人情報取扱方法）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 会 計

第8条（経費）

本会及び各委員会の経費は、会費及びその他の収入によって賄われる。

第9条（会費）

本会会員の会費は、次のとおりとする。

- 1 会費の額は、総会において決定する。
- 2 会費は、給食費・教材費等の指定口座と同一の口座より納入する。
- 3 会費は、年一括払いとし、毎年、5月の指定日に納入する。
- 4 年度途中で入会する会員は、入会月からの年度内会費を一括払いにて納入する。
- 5 転出等で退会する会員は、未経過月数に応じて会費が返金される。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌3月31日におわる。

なお、本会の会計は「南葛西小学校PTA会計細則」に基づき、PTA本部役員の会計担当が担うものとする。

第5章 役 員

第11条（役員）

本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長1名
- 2 副会長3名以上（教職員1名を含む）
- 3 書記3名以上（教職員1名を含む）
- 4 会計3名以上（教職員1名を含む）
- 5 会計監査3名以上（教職員1名を含む）
- 6 選考3名以上（教職員1名を含む）

会長以外の役員の人数は、本部役員会で協議のうえ原案を策定し、運営委員会の過半数の承認を得て決定するものとする。

第12条（役員の任期）

役員の任期は次のとおりとする。

- 1 任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 会長の任期は最長3年とする。ただし、1年以上の離任期間を経たときは再任を妨げない。
- 3 補充役員の任期は残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第13条（役員の選出）

本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 本会の役員候補は、選考委員会によって候補者を推薦する。
- 2 選考委員会から選出された候補者に対し、本部の選考担当が中心となり、選考活動を行う。

- 3 本部役員の選考において、選考委員会からの推薦以外に立候補での自薦機会も提供する。ただし、立候補の意思表示のみで役員に選出されるのではなく、立候補者は本部の選考担当の選考対象となる。
- 4 役員の在任期間の担当、副会長・書記・会計・会計監査・選考については、役員を対象としたアンケートを参考に、会長が決定する。
- 5 本部の選考担当の厳正なる選考活動によって内定した本部役員候補者（会長を含む）は、総会での承認をもって、正式に就任する。

第14条（役員の任務）

本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、総会・役員会・各種委員会等すべての集会を召集し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は本会の運営に関する事務を処理する。
- 4 会計は本会経理の一切を処理し、監査を得て総会において決算報告をする。
- 5 会計監査は本会の会計について監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 選考は選考委員会からの推薦者並びに立候補者をもって、会員から次年度役員を選出する。

第15条（出席）

校長、副校長又は窓口担当の教職員、役員及び選考委員は、諸会議・諸委員会に、随時出席することができる。

第6章 選考委員会

第16条（選考委員会）

本会の役員選出のため、選考委員会を置く。

- 1 選考委員は各学年から学級数と同数選出する。
- 2 選考委員会は互選により委員長1名、副委員長5名（教職員1名を含む）を選出する。副委員長は会計・書記の業務も担う。

第7章 専門委員会

第17条（専門委員会）

本会の目的を達成するため、次の専門委員会を設ける。

- 1 学年委員会
- 2 校外委員会
- 3 広報委員会

第18条（構成）

各専門委員会は、各学年の専門委員と教職員をもって構成する。

第19条（専門委員の選出）

下記のとおり、委員を選出する。

- 1 学年委員：各学年から学級数と同数
- 2 校外委員：各学年から学級数×2名

3 広報委員：各学年から学級数と同数

第20条（専門委員会の役員の選任）

専門委員会は互選により、委員長1名・副委員長5名（教職員1名を含む）を選出する。副委員長は会計・書記の業務も担う。

第21条（専門委員会の任務）

専門委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 学年委員は、学級代表の任務を担うと共に、次年度の学年委員・選考委員・専門委員選考の任務を担い、学級・学年間の調整推進にあたる。また、一部イベントの運営補助を行う。
- 2 校外委員会は、児童の校外活動の安全に関わる活動をする。
- 3 広報委員会は、本校教育・本会活動状況について周知を図るとともに、共通理解を深める。

第8章 総会

第22条（総会）

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高の議決機関である。

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第23条（定期総会）

定期総会は、原則として毎年4月に開催する。

第24条（臨時総会）

臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の3分の2以上の要求があった場合に開催する。

第25条（総会の成立）

総会は、会員の過半数の出席または会長への委任をもって成立する。指定期間内に指定の方法にて不信任の意思を表明しなかった会員は、会長を信任し全ての議決権を会長に委任したものと見なすことができる。

第26条（議決）

総会の議決は会員の過半数の賛成をもって議決される。会長は、会長に委任した会員数と同等の議決権をもつ。賛否同数のときは議長の議決により決することができる。また、会員から要求があった場合は必要に応じて議決前に質疑応答の場を設けることとする。

第9章 運営委員会

第27条（運営委員会）

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、年1回の総会を待たずに採決の必要な案件が発生した場合、運営委員会出席者をもって、それぞれの事案に対し採決することができるものとする。

第28条（構成）

運営委員会は、役員、選考委員長・副委員長、各専門委員長・副委員長をもって構成する。

第29条（運営委員会の任務）

運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 各専門委員会の活動計画の承認、及び連絡調整。
- 2 総会に提出する年間計画案・決算予算案の承認。
- 3 本会の目的・方針に沿い、必要に応じ企画審議に当たり、運営委員会での議決だけでは会員の総意を反映し得ないと判断した場合、運営委員会に出席した委員の過半数の賛成をもって、臨時総会を開催することができる。

第10章 付 則

第30条（会則の改正）

本会則は、総会の決議により改正することができる。

第31条（細則）

本会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しない限り、運営委員会の議決を経て定める。

第32条（施行）

本会則は、昭和55年5月17日から施行する。

平成9年	4月	25日改正
平成12年	4月	1日改正
平成13年	4月	27日改正
平成15年	4月	1日改正
平成17年	3月	17日改正
平成19年	3月	17日改正
平成22年	3月	13日改正
平成23年	3月	19日改正
平成27年	5月	9日改正
平成27年	12月	12日改正
平成31年	4月	20日改訂
令和2年	4月	18日改訂
令和3年	2月	13日改訂
令和6年	1月	27日改訂

以上